

大阪維新の会大阪府議会議員団市政報告 ◆発行元：大阪維新の会大阪府議会議員団 / 〒530-8201 大阪府中之島 1-3-20(8階大阪維新の会控室) ◆発行日：平成 26 年 8 月 10 日

大阪都構想の設計図を国へ提出



都構想実現に向けた動き 去る 7 月 24 日、大阪府と大阪市を再編する「大阪都」構想の法定協議会の会長は協定書(都構想の設計図)を総務省に提出した。協定書に対しては大都市地域特別区設置法に基づき、総務相が意見を述べることになっている。総務省の佐々木自治行政局長は協定書を受け取り「しっかり検討する」と応じた。都構想に向けてあと一歩となった。

都構想の設計図の主な内容

1. 特別区設置の日 ※ 1
2. 特別区の名称及び区域 ※ 2
3. 特別区の議員定数 ※ 3
4. 特別区と大阪府の事務分担 ※ 4
5. 特別区と大阪府の税源の配分及び財政の調整 ※ 5
6. 特別区の設置に伴う財産の処分 ※ 6
7. 大阪市及び大阪府の職員の移管 ※ 7

詳細は第 17 回大阪府・大阪市特別区設置協議会資料参照

大阪特別区の名称と区役所の役割 ※ 2

大阪府(都) 特別区

中央区	東区	湾岸区	南区	北区
中央、西、天王寺、浪速、西成	旭、城東、鶴見、東成、生野	西淀川、此花、港、大正	阿倍野、住之江、住吉、東住吉、平野	淀川、東淀川、北、福島、都島

新特別区の区役所(総合庁舎)位置 咲洲・南港地域除く
●(総合庁舎とは現在の中島の大阪市役所と同じ機能を有するもの)

現在の区名は地名として残る。(変更も可能) 現在の区役所は支所として残り窓口サービスは継続する。さらにコンビニでの証明書の発行も始まり、不便な地域には出張所も開所可能。今までの住民サービスを上まわるのが大阪の特別区。

議員定数と議員報酬 ※ 3

特別区では議員定数を増すことなく、報酬を 3 割減し経費削減する。(区政会議の充実によりコストをかけずに住民自治の実現)

議員報酬 3 割減

特別区	議員定数
北区	19 人
湾岸区	12 人
東区	19 人
南区	23 人
中央区	13 人
合計	86 人

(現在の大阪府議会議員 86 人)

東京都以上の大阪特別区の権限 ※ 4

大阪と東京の特別区の権限の差	
事業部署	事業数
都道府県	317
指定都市	341
中核市	1284
都の特例	463
合計 2,405 事業	

東京の特別区より大阪の特別区は 2,405 事業多い権限がある(事業の一例パスポート・児童相談所・障がい者福祉・NPO 関係・病院開設)

財産の処分・債務の配分 ※ 6

財産	大阪市 7 兆 6,857 億円
	特別区等 (75.1%) 5 兆 7,744 億円
	大阪府 (24.9%) 1 兆 9,113 億円
債務	大阪市債務負担行為 1,258 億円 (全て一般会計)
	特別区等 (68.7%) 864 億円
	大阪府 (18.8%) 237 億円
	特別区等と大阪府の所管が混在するもの (12.5%) 157 億円
	大阪市地方債 3 兆 3,048 億円
	大阪府 (100%) 3 兆 3,048 億円

赤文字は配分される現大阪市の財産と債務を示す

職員の移管 ※ 7

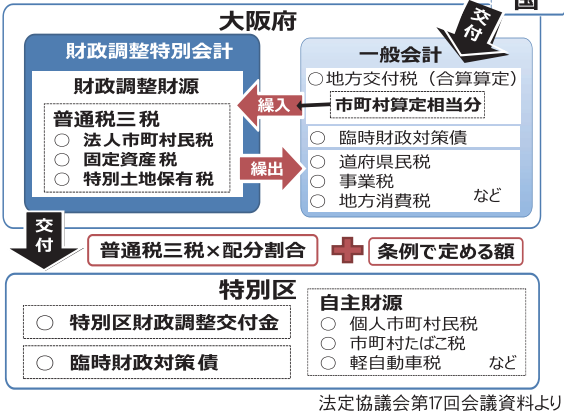
事業の整理及び経営形態の見直しによる職員の削減

大阪府 約 82,400 人
大阪市 約 35,600 人
合計 118,000 人
大阪府 約 89,200 人
特別区 約 12,900 人
合計 102,100 人

職員 15,900 人減

財源配分及び調整 ※ 5

財政調整を行い特別区の予算の格差は 1.2 倍以下に調整される



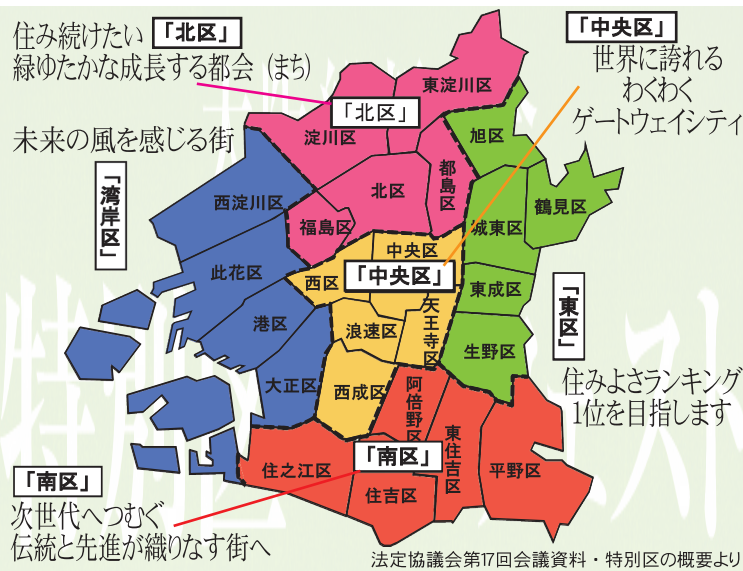
ご意見を頂き、マニフェストを成長させ、皆さんと共に無駄のない強い元気な大阪へ

皆さんのご意見募集

お近くの維新の議員まで

都構想を決めるのは皆さんです

皆さんおひとり一人の意見と住民投票への参加により、強く元気な大阪が実現します。



各特別区マニフェスト発表 <http://oneosaka.jp/policy/policydetail/#first>

二重行政廃止 (地方交付税) 赤字団体から不交付団体へ

必ずご参加ください **住民投票**

アジア NO. 1 都市 本来の住民自治へ

※ 1 2017 年 4 月 1 日特別区開始